

## 後期高齢者医療制度に加入している皆さんへ

### ◇後期高齢者医療制度の保険料が決まりました

後期高齢者医療制度の保険料は2年ごとに福岡県後期高齢者医療広域連合が見直します。平成26年度と平成27年度の保険料が改正されました。(表1)

【表1 平成24年度から平成27年度までの保険料】

	平成26～27年度	平成24～25年度	増減
均等割額	56,584円	55,045円	1,539円増
所得割率	11.47%	10.88%	0.59%増
賦課限度額	57万円	55万円	2万円増

### 保険料額の算出方法

保険料は被保険者ごとに計算します。

被保険者全員が等しく負担する「均等割額」と、被保険者の総所得金額等(※注)に応じて負担する「所得割額」の合計額が1年間の保険料になります。

<b>保険料</b> (年額)	=	<b>均等割額</b> 56,584円	+	<b>所得割額</b> 〔総所得金額等 - 33万円〕 × 11.47% (所得割率)
--------------------	---	------------------------	---	---

※「総所得金額等」とは、前年中の「公的年金等収入 - 公的年金等控除額」、「給与収入 - 給与所得控除額」、「事業等収入 - 必要経費」等の合計額で、各種所得控除前の金額です。

### 平成26年度の保険料軽減措置

世帯(※注1)の所得の状況等に応じて、保険料の軽減措置が行われます。(表2)

【表2 均等割額の軽減】

均等割額軽減割合	軽減後の均等割額(年額)	同一世帯内の被保険者及び世帯主の軽減対象所得金額(※注2)の合計額
9割軽減	5,658円	【33万円(基礎控除額)】以下で、被保険者全員が年金収入80万円以下で、その他の所得がないこと
8.5割軽減	8,487円	【33万円(基礎控除額)】以下
5割軽減	28,292円	【33万円(基礎控除額) + 24万5千円 × 被保険者の数】以下
2割軽減	45,267円	【33万円(基礎控除額) + 45万円 × 被保険者の数】以下

※注1 「世帯」とは、4月1日時点の世帯(年度途中で75歳になる人、県外から転入された人等はその時点)が基準となります。

※注2 「軽減対象所得金額」とは、基本的には総所得金額等と同じですが、公的年金等収入の場合、「公的年金等収入 - 公的年金等控除 - 15万円」となるなど、例外があります。

### 所得割額の軽減

5割軽減	総所得金額等が91万円以下の人(※注)
------	---------------------

※注 総所得金額等が91万円以下の人とは、年金受給時年齢満65歳以上で公的年金収入のみの場合、年金受給額が211万円以下の人です。

### 後期高齢者医療制度に加入する前日までに、社会保険(国民健康保険・国民健康保険組合は該当しません)の被扶養者であった人の保険料の特例

均等割額が9割軽減されます ※所得割額はかかりません  
(保険料年額: 5,658円)

### 福岡県の後期高齢者医療費

後期高齢者医療制度の保険料率は福岡県の後期高齢者の医療費に応じて決定します。平成20年度に後期高齢者医療制度が開始されて以来、福岡県の後期高齢者医療費は全国平均を大きく上回っており、毎年全国1位となっています。(表3) 福岡県内で須恵町の医療費は上位を占めています。毎年、後期高齢者健康診査を行なっていますので受診してください。

【表3 須恵町および福岡県の後期高齢者医療費】

年度	須恵町		福岡県	
	県内順位	一人当たり医療費	全国順位	一人当たり医療費
22	13	1,172,537円	1	1,146,623円
23	8	1,228,455円	1	1,168,072円
24	8	1,219,929円	1	1,170,750円

※ 保険料の詳細は、7月に送付予定の「平成26年度後期高齢者医療保険料額決定通知書」に記載しますので、確認ください。

問合せ先 住民課 ☎ 932-1467 (ダイヤルイン) ☎ 932-1151 (内線115)  
福岡県後期高齢者医療広域連合 ☎ 651-3111